

六篠会役員会顧問選出規定

(趣 旨)

第 1 条 六篠会の円滑な運営を行うため、本部役員会に顧問を置くことができる。

(顧問の就任等)

第 2 条 役員会の顧問は本部役員を長年務めた正会員の中から、会長の推薦を受け、役員会の承認を経て就任することとし、各年度の代議員総会に報告する。

(顧問の権限)

第 3 条 役員会の顧問は、本部役員会に参加することが出来る。(但し議決権は無いものとする)

附 則

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。